



職員の懲戒処分を行いました

盗撮行為を行った職員の懲戒処分を行いました。

1 処分日

令和7年（2025年）3月28日（金）

2 被処分者・処分内容等

所属部局等	処分内容	処 分 理 由
産業労働部 現地機関 主任級 43歳 男性	停職 4月	令和6年8月、県内の店舗において、手提げバッグ内に隠匿した小型カメラを用いて複数の女性のスカート内を撮影したとして、性的姿態撮影等処罰法違反により、令和7年3月17日に罰金50万円の略式命令を受け、納付した。 このほか、少なくとも令和元年度から同様の盗撮行為を繰り返した。

（問合せ先）

担 当 総務部コンプライアンス・行政経営課
青木、野村

電 話 026-235-7029（直通）
026-232-0111（代表） 内線 2554

F A X 026-235-7030

E-mail comp-gyosei@pref.nagano.lg.jp